

愛媛県立高等技術専門校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p><u>愛媛県立高等技術専門校条例</u></p> <p style="text-align: right;">昭和44年10月11日 条例第27号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、<u>法</u>第15条の6第1項第1号の職業能力開発校として、愛媛県立高等技術専門校(以下「高等技術専門校」という。)を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>高等技術専門校は、普通職業訓練(法第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。)</u>その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務を行う。</p> <p><u>(訓練課程等)</u></p> <p>第3条 <u>普通職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。</u></p> <p>2 <u>普通課程及び短期課程の訓練科、訓練定員及び訓練期間は、規則で定める。</u></p> <p><u>(入校選考料、入校料及び授業料)</u></p> <p>第4条 <u>普通課程(規則で定める訓練科を除く。以下同じ。)</u>の入校選考試験を受けようとする者からは入校選考料を、普通課程に入校する者からは入校料を、普通課程に在籍する者からは授業料を徴収する。</p> <p>2 <u>入校選考料、入校料及び授業料(以下「入校選考料等」という。)の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>入校選考料 2,200円</u></p> <p>(2) <u>入校料 5,650円</u></p> <p>(3) <u>授業料 年額 115,200円</u></p> <p><u>(受講料)</u></p>	<p><u>愛媛県立高等技術専門校設置条例</u></p> <p style="text-align: right;">昭和44年10月11日 条例第27号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号____)第16条第1項の規定に基づき、<u>回法</u>第15条の6第1項第1号の職業能力開発校として、愛媛県立高等技術専門校(以下「高等技術専門校」という。)を設置する。</p> <p>2 省略</p>

新	旧
<p>第5条 短期課程（法第23条第1項に該当するものを除く。）を受講する者からは、受講料を徴収する。</p>	
<p>2 受講料の額は、実費を勘案して知事が定める額とする。 （寄宿舍料）</p>	
<p>第6条 高等技術専門校に在籍する者で寄宿舍を使用するものからは、寄宿舍料を徴収する。</p>	
<p>2 寄宿舍料の額は、実費を勘案して知事が定める額とする。 （入校選考料等、受講料及び寄宿舍料の減免又は納付の猶予）</p>	
<p>第7条 知事は、休校中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては入校選考料等、受講料若しくは寄宿舍料を減免し、又はその納付を猶予することができる。</p>	
<p>（入校選考料等、受講料及び寄宿舍料の不返還）</p>	
<p>第8条 既に納付した入校選考料等、受講料及び寄宿舍料は、返還しない。ただし、授業料については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第9条 この条例に定めるもののほか、高等技術専門校に関し 必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>第2条 高等技術専門校の職業訓練の種類、訓練課程、訓練科、訓練定員、訓練期間その他必要な事項は、知事が定める。</p>